

「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」の主な修正内容

原子力災害対策特別措置法第7条第1項の規定に基づき、「伊方発電所 原子力事業者防災業務計画」を以下のとおり修正します。

1. 原子力災害医療活動の充実に伴う修正

原子力災害医療について、医療関連資機材および原子力安全研究協会の組織概要等の記載を追加する。

2. 緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合を踏まえた修正

緊急時活動レベル（EAL11および51）の判断基準解釈に特定重大事故等対処施設を追加する。また、EAL51は原子力災害対策指針等で要求されている機能を明確化する。

3. 伊方1号機廃止措置計画に伴う修正

1号廃棄物処理設備排水モニタを廃止とするため、防災資機材の台数変更および緊急時活動レベル（EAL03）の判断基準から除外する旨の注釈を記載する。

4. 伊方3号機非常用電源系統運用見直しによる修正

非常用電源系統の構成が変更され、2-3号機間電源融通ラインの運用を廃止したため、来年度に当該ラインの6-3D号機間連絡遮断器（52T3D）情報のERSSへの伝送を停止することから、その旨の注釈を記載する。

5. 地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正

原子力規制庁から地震情報に係る協力要請があったことから、通報連絡様式を修正する。（警戒事態該当事象発生連絡、警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡、第10条通報、第25条報告）

6. その他、記載の適正化

別紙 伊方発電所原子力事業者防災業務計画修正案

以 上